

LCA国際小学校いじめ防止基本方針

(2025年3月 改訂)

1 策定の目的

本校におけるいじめの未然防止、早期発見及びいじめへの対処のための対策を推進し、児童等の尊厳を保持するとともに、家庭、学校、地域、市及び関係機関の連携のもと、実効あるいじめ防止対策を総合的かつ効果的に進めるため、「いじめ防止対策推進法」第12条及び文部科学大臣が定める「いじめの防止等のための基本的な方針」、「相模原市いじめ防止基本方針」に基づき、「LCA国際小学校いじめ防止基本方針」を定める。

学校基本方針を策定するに当たっては、本校の実情を踏まえて行うこととし、教職員はもとより、家庭及び地域との連携を盛り込んだ学校基本方針にするとともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、全ての教育活動を通じて、児童等が主体的に参加・活躍できる学校づくりを基本とする。また、学校基本方針を策定した後、学校ホームページにおいて速やかに公表し、保護者及び地域の理解と協力が得られるよう努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本理念

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの防止等のための対策は、家庭、学校、地域、相模原市教育委員会及び関係機関との連携のもと、次のことを基本として行わなければならない。

(1) 人権教育を推進し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること ができ、単に理解にとどまることなく態度や行動に現れるようになることを目指す。

(2) いじめは、全ての児童等に関係する問題であることから、安心して学習等に取り組むことができ、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう、未然防止に努める。

(3) いじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがなく、全ての児童等がいじめの問題に関して理解を深められるよう、お互いに尊重し合う意識や態度を育てることを目指す。

(4) 児童等が、「自らの力で思いやりのある、人との絆をつくることができたという実感」を持てるよう、児童等の自主的・自発的な活動を支援する。

(5) いじめは、決して許されないことである。しかし、どの学校でも、どの児童等にも起こり得ることから、いじめが児童等の心身及びその成長に重大な影響を及ぼすという認識に立ち、迅速かつ組織的に対応する。

3 いじめ防止等のために実施する施策

(1) LCA国際小学校いじめ防止基本方針の策定

(2) いじめの防止等に取り組む組織

次の組織の設置等により、実効的にいじめの防止等のための対策を行う。

- ① 校長、副校長、教務主任、児童指導主任、児童支援コーディネーター、学年主任、養護教諭により構成される児童指導部会を校内に設置し、毎月各学年の状況について情報共有する。
- ② 当該組織は、全教職員でいじめの防止等のための対策の共通理解を図り、学校全体で情報を共有し、いじめの防止等の中核となる役割を担う。
- ③ 児童指導主任を中心に、当該組織は学校基本方針が学校の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直す。

(3) いじめの未然防止

以下のように、実効的ないじめの未然防止のための対策を行う。

- ① 全ての教育活動を通じて、児童等が自ら問題解決できる能力を育み、安心して生活し、学ぶことができる環境を整える。
- ② 児童等一人ひとりを大切にした指導及び人間関係を大切にした指導を展開し、主体的に参加できる学習活動及び受容的な雰囲気と規律を大切にした集団づくりを目指す。
- ③ 児童等の人権感覚、豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養い、いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての児童等を対象に行事や道徳の授業等の様々な教育活動を通じて道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- ④ 児童等が自分の大切さや他人の大切さを認めることができるよう、全教職員の理解のもと、行事や道徳の授業等の様々な教育活動を通じて人権教育を推進する。
- ⑤ 発達の特徴を含む特性や障害のある児童等について、教職員が個々の特性への理解を深めるとともに、適切な指導及び必要な支援が行われるよう、本校の実態に応じて必要な情報提供、研修等を実施し、いじめの未然防止に努める。

- ⑥ 外国につながりがある児童等並びに性的指向・性自認について、教職員への正しい理解を促進し、いじめの未然防止に努める。
- ⑦ 被災した児童等について、当該児童等が受けた心身への影響を十分に理解し、適切な支援を行い、いじめの未然防止に努める。
- ⑧ 日頃の教育活動で児童等が「自らの力でお互いに思いやりのある、人との絆をつくることができたという実感」を持てるような児童等の自主的・自発的な活動を支援する。
- ⑨ 児童等、保護者及び教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発等を行う。
- ⑩ 教職員が児童等と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、事務機能の効率化等、学校運営の改善を支援する。
- ⑪ 家庭及び地域との良好なコミュニケーションの場の構築に向けた取組を推進する。

(4)いじめの早期発見

以下のように、実効的ないじめの早期発見のための対策を行う。

- ① 日常的に児童等の様子及び行動を観察することにより、保護者と連携を図りながら、変化を把握するようにする。
- ② いじめの実態を適切に把握するため、アンケートの使用、児童等との面談等による定期的な調査その他必要な措置を講じ、いじめの早期発見に向けた児童等の状況の把握に努める。
- ③ 発達の特性を含む特性や障害のある児童等について、教職員が個々の特性への理解を深めるとともに、組織的に情報を共有し早期発見、早期対応に努める。
- ④ 外国につながりがある児童等並びに性的指向・性自認について、教職員への正しい理解を促進するとともに、組織的に情報を共有し早期発見、早期対応に努める。
- ⑤ 被災した児童等について、当該児童等が受けた心身への影響を十分に理解し、組織的に情報を共有し、早期発見、早期対応に努める。
- ⑥ 日頃の家庭とのコミュニケーション、アンケートやカウンセリングの実施等、児童等及び保護者並びに教職員がいじめに係る悩み等を抵抗なく、いつでも相談できる体制を整備する。

⑦インターネットを利用したいじめがあることを理解し、ネットモラルの授業の場も活用しながら表面的・形式的な判断にならないよう留意する。

⑧いじめられていても、本人が否定する場合があることを踏まえ、児童等の表情及び様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

(5)いじめへの対処

事態に応じ、次のように適切な措置を講ずる。

① いじめに係る報告を受けた場合において、児童等がいじめを受けていると分かったときは、迅速かつ組織的に事実確認を行い、いじめをやめさせるとともに、次の対応により再発防止に努める。

ア いじめを受けた児童等に対する支援並びにその保護者に対する情報提供及び支援

イ いじめを行った児童等に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言

ウ クラス等の全体の問題として、児童等への指導

② インターネットを通じて行われる不適切な書き込み等については、被害の拡大を防ぐため、直ちに削除等の措置を行い、必要に応じて関係機関等の協力及び援助を求める。

③ いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。

④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察等との連携を図る。

(5)重大事態への対処

重大事態とは...

・ いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

・ いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(法第28条第1項)

○校内による調査等

- ① 重大事態が発生した場合には、その旨を教育委員会に速やかに報告をする。
- ② 教育委員会と連携をし、その事態に対処するとともに速やかに校長・副校長・教務主任・教務主任補佐・児童指導主任・当該児童の学年の教職員で組織されるケース会議を行い、事実関係やその後の対応を明確にする。
- ③ 教育委員会と連携をし、いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を適切に提供するものとし、提供に当たっては、他の児童等のプライバシー保護に配慮する等適切な方法で提供する。
- ④ 調査の結果について、市長に報告する。なお、いじめを受けた児童等又はその保護者から申出があった場合は、いじめを受けた児童等又はその保護者の所見をまとめた文書を受理し、当該文書を調査結果報告に添えるものとする。（注）重大事態に該当するか否かについては、いじめを受ける児童等の状況に着目して判断するとともに、いじめられた児童等又は保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。